

協議案件及び早期供用案件の前回委員会（第34回）までの審議結果

会社貢献度 (a)	協議案件 運用指針 第二条①-イ	早期供用案件 運用指針 第二条③
0.75	1 2 議題	1 4 議題
0.5	5 1 議題	1 5 議題
0.25	1 4 議題	1 議題
不認定	1 0 議題	0 議題
計	8 7 議題※	3 0 議題

※取下げ案件の議題数は含まない

費用の縮減額 (N) に対する高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額 (A) の算定式

$$\begin{aligned}
 A &= N \times a && (0 < N \leq 3 \text{億円}) \\
 &= \sqrt{3N} \times a && (3 \text{億円} < N)
 \end{aligned}$$